

身体障害者手帳をはじめて申請される方々へ

西条市にお住まいの方が、身体障害者手帳を申請するため必要なものは次のとおりです。

1. 診断書（申請日から3か月以内のもの）

所定の「身体障害者手帳用の診断書」を指定医へ提出し、診断書を作成してもらってください。
最新の診断書様式については、市役所窓口か愛媛県ホームページより取得可能です。

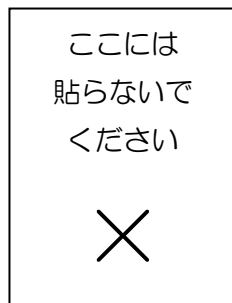
2. 申請書、同意書（用紙は西条市役所地域福祉課・西部支所市民福祉課にあります。）

3. 申請対象者の個人番号（マイナンバー）確認書類

4. 印鑑（スタンプ印不可）

5. 写真（上半身、脱帽、半年以内に撮影したもの）

よこ3センチ



た
て
4
セ
ン
チ

（注意点）

○カラー・白黒印刷いずれも可

○ベッドでの撮影やスナップ写真等の切り抜きでも可
（顔がはっきりわかるもの）

×インクジェット印刷は不可

×ポロライド写真は不可

○手帳を申請してから約1ヶ月程度（審議会への諮問を必要とする場合は更に期間を要します）で手帳ができていきます。文書もしくはお電話にてお知らせいたしますので、印鑑、医療保険情報が分かるもの（※）（1～3級の方のみ）を持参のうえ受け取りに来てください（ただし、診断書内容により申請が却下される場合もあります）。

※医療機関を受診する際に提示するもの（資格確認書など）

（提出先）	西条市役所	地域福祉課	障がい給付係	0897-52-1493
	西部支所	市民福祉課	福祉保険係	0898-64-2700